

ジェンダーの  
視点で

女性の  
自立を  
考える

Part III

# 「家族保護」 その意味するものと その落とし穴

日本国憲法では「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」が明記されています。

「家族は助け合わなければならない」とすると

おひとり様は  
どうなるのでしょうか

要介護者は何処に行けば  
よいのでしょうか

2019年 6月29日(土) 14時～16時

会場

さんかく岡山

\*裏面に地図あり  
北区表町三丁目14-1-201

講師

若尾典子さん(憲法学者・前佛教大学教授)



[講師プロフィール]

専門分野:憲法学・ジェンダー法学

[主な著書]

『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』  
共著、青弓社、2017年

『ジェンダーの憲法学』家族社、2005年

参加無料

申込方法

事前の申込が必要です。(先着50人)

電話・FAX(裏面用紙)・メールのいずれかでお申込みください。

申込・お問い合わせ

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」

電話:086-803-3355 FAX:086-803-3344 E-mail:sankaku@city.okayama.lg.jp

岡山市女性が輝くまちづくり推進課

電話:086-803-1115 FAX:086-803-1845 E-mail:danjo@city.okayama.lg.jp

主催:岡山女性フォーラム・岡山市